

令和3年度  
京都市鏡山保育所移管先法人等募集要項

令和3年6月  
京 都 市

# 目 次

1	鏡山保育所の概要	1
2	申請資格	4
3	移管先候補者選定スケジュール（予定）	4
4	質疑及び申請方法	5
5	移管に係る基本的事項	7
6	移管後の運営に係る基本事項	12
7	移管先候補者の選定等	12
8	移管先候補者選定後の手続	14
9	問合せ先	14

## （参考資料）

- ・ 京都市営保育所保育のガイドライン
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領
- ・ 鏡山保育所保護者のページ

## 1 鏡山保育所の概要

### (1) 名称・所在地等

名称	所在地	設置年	定員
鏡山保育所	京都市山科区厨子奥苗代元町16-5	昭和29年	90人

### (2) 入所児童数（令和3年4月1日現在）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6人	10人	7人	18人	21人	19人	81人

### (3) クラス編成（令和3年4月1日現在）

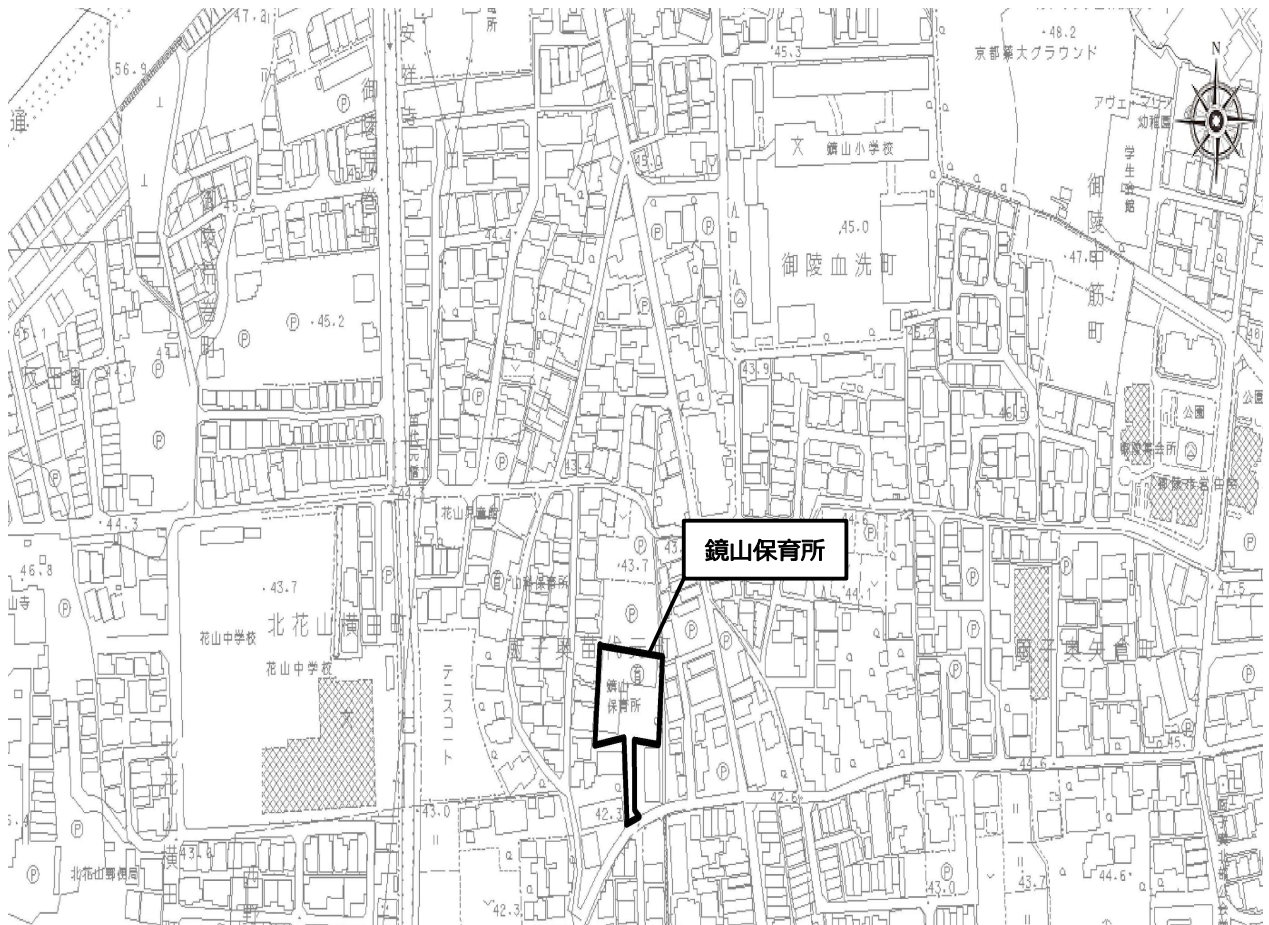
クラス名	歳児	児童数	クラス名	歳児	児童数
いちご	0歳児	6	さくらんぼ	3歳児	18
			みかん	4歳児	21
りんご	1, 2歳児	17	ぶどう	5歳児	19

### (4) 施設の概要

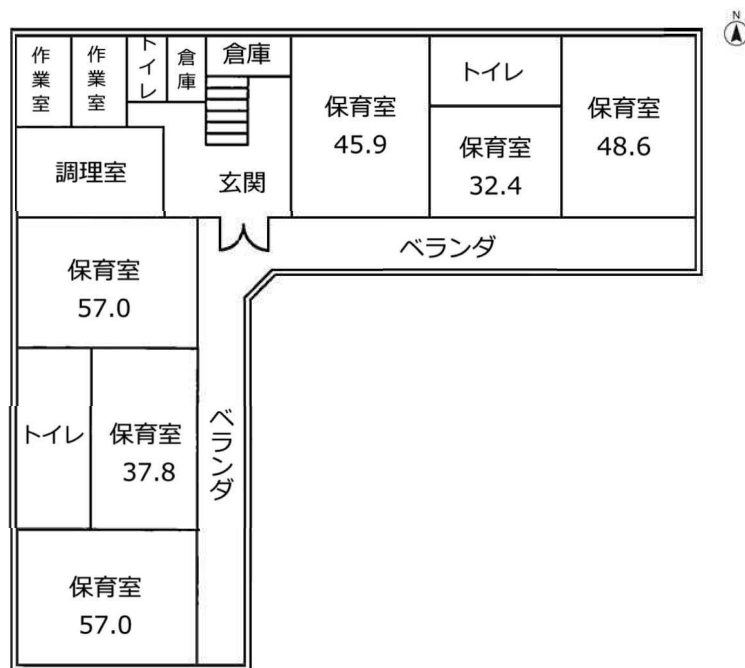
主な施設概要	保育室，調理室，園庭
建築年次	昭和50年
床面積	598㎡
敷地面積	1360㎡
園庭面積	431㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	60%
容積率	200%
備考	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ※ 平成16年度耐震診断実施済（Is0.88）

※ 敷地面積については、仮求積した数値であり、貸付時には、境界確定を行った後の実測面積で貸し付けます。

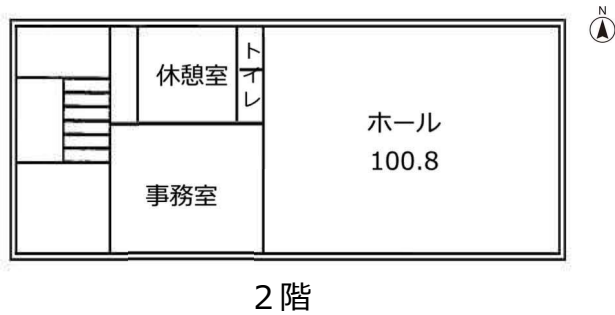
## 鏡山保育所 位置図



## 鏡山保育所 見取図



1階



### 鏡山保育所 敷地概要



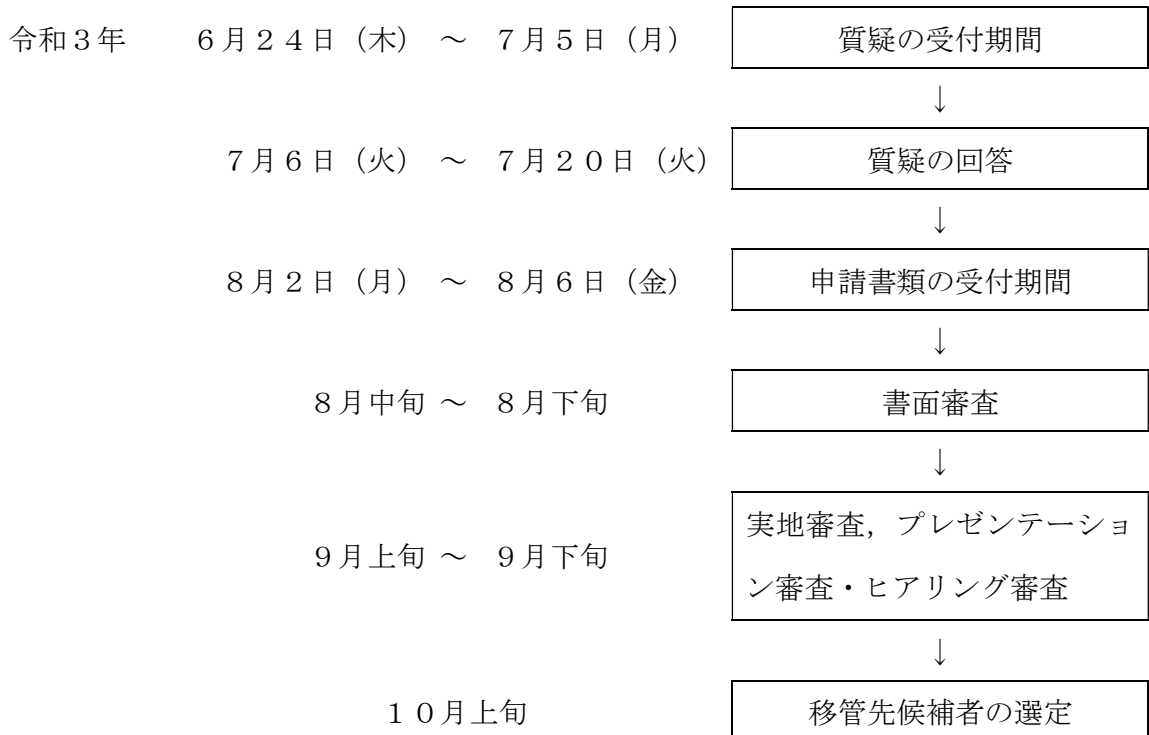
※ 詳細については、現況測量図については、幼保総合支援室において閲覧に供しますので、閲覧を希望される場合は、事前に幼保総合支援室まで連絡をお願いします。

## 2 申請資格

申請の資格は、次の各号に掲げる条件に該当する法人等とします。

- (1) 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体の代表者及び役員が京都市暴力団排除条例第2条に定める「暴力団員等」でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 租税公課を滞納していないこと。また、法人の場合は、代表者が租税公課を滞納していないこと。

## 3 移管先候補者選定スケジュール（予定）



## 4 質疑及び申請方法

### (1) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

#### ア 質疑者の資格

本要項中「2 申請資格」を満たすものとします。

#### イ 質疑の方法

質疑の方法	提出期間及び場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信していただくか、お持ちください。	① 受付期間 令和3年6月24日（木）～7月5日（月） お持ちになる場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日除く） ② 受付場所等 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階 京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（担当：仁保，尾崎） 電子メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp ※上記期間以外は、質問を受け付けません。

#### ウ 回答

令和3年7月20日（火）までに質疑回答書を各質疑者に電子メールで送信するとともに（着信確認の返信をすること。）、京都市公式ホームページ「京都市情報館」（<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000284976.html>）に掲載します。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、各質疑者に別途連絡します。

### (2) 申請方法

下記により、書類を提出してください。

#### ア 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

#### イ 提出期間

令和3年8月2日（月）～8月6日（金）

受付は午前9時から午後4時まで

## ウ 提出方法

直接提出に限ります。

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ来庁してください。

## エ 提出場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（担当：仁保，尾崎）

電話 075-251-2390

### (3) 関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

### (4) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

### (5) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は移管先候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本市は移管先候補者の決定後、移管対象保育所の保護者が希望する場合、移管先候補者の事業計画書等申請書類の内容を保護者に公開することとし、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。

なお、申請の取下げ等特段の事情がある場合以外は、返却しません。

### (6) 費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

### (7) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

### (8) 留意事項

市営保育所移管先選定部会委員<sup>1</sup>に対して、本件に関する接触（直接、間接を

---

<sup>1</sup> 市営保育所の民間移管を実施するに当たって、移管先法人等の募集要項、選定基準及び移管先法人等の選定に係る審議を行うために、京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会の部会として設置しています。



問わない。)を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となること  
があります。また、移管先候補者の選定までは申請者名を公表しないことで、  
審査の公平性を確保していることから、本件に関して、本市以外の者からの問  
合せ等には対応しないでください。

## 5 移管に係る基本的事項

### (1) 移管時期

令和5年4月1日

### (2) 土地貸付契約（鏡山保育所が所在する土地の貸付契約）

#### ア 契約の形態

(ア) 土地貸付契約については、借地借家法第22条（一般定期借地権）の規  
定に基づく定期借地契約を締結します。

(イ) 契約期間の終了に当たっては、契約の更新はありません。ただし、本市  
との協議により、再契約することがあります。

(ウ) 移管先法人等は本市に対して、借地借家法第13条の規定に基づく建物  
その他土地に付属させたものの買取を請求することはできません。

(エ) 移管先法人等が敷地上に所有する建築物及び土地の定着物（以下「建築  
物等」という。）については、契約期間満了のときは満了の日までに、又  
は契約が解除されたときは本市が指定する期間内に、移管先法人等の負担  
により、すべて撤去したうえで本市に土地を返却することとします。ただ  
し、建築物等を撤去する必要がないと本市が認める場合は、この限りでは  
ありません。

(オ) 公正証書の作成費用その他この契約の締結に必要な経費は、移管先法人  
等の負担とします。

#### イ 定期借地契約期間

契約期間は50年とします。

#### ウ 定期借地契約の貸付料

##### (ア) 貸付料の額の決定

教育・保育施設の運営に関し国が定める公定価格（以下「公定価格」と  
いう。）に基づき定員等に応じて本市が定めた額（参考：令和3年度貸付

料（年額） 1 3 5 万円＜定員 9 0 名＞～ 1 5 6 万円＜定員 1 2 0 名＞（定員により変動））と不動産鑑定評価額を比較し、低い額とします。

なお、契約締結までに不動産鑑定評価を実施します。

※ 貸付料は、公定価格の改定等により変動する可能性があります。

#### **（イ）貸付料の改定**

最初の改定は、令和 7 年 4 月に行い、その後は 3 年ごとに行うものとします。改定後の貸付料は、貸付料改定年度の前年度に、公定価格に基づき定員等に応じて本市が定めた額と貸付当初の不動産鑑定評価額に路線価の上昇率を乗じた額を比較し、低い額とします。

#### **（ウ）支払時期等**

移管先法人等は、当該年度分を本市が発行する納入通知書により、毎年 4 月 3 0 日までに貸付料を支払うものとします。

なお、契約年度の貸付料については、契約後 1 箇月以内に支払うものとします。

### **エ 保証金**

移管先法人等は、契約の締結に当たって定めた貸付料の 2 年分に相当する額の保証金を引渡しまでに支払うものとします。

#### **（ア）充当があった場合の保証金の追加支払**

保証金の全部又は一部を金銭債務へ充当した場合において、これらの事由の生じた年の貸付料により積算した保証金の額が既納の保証金の充当後の残余の額を上回ったときは、移管先法人等は、その差額に相当する保証金を支払うものとします。

#### **（イ）保証金の返還**

契約期間が満了したとき又は本市が契約を解除したときは、建築物等の撤去及び土地の明渡しの完了を確認したうえで保証金を返還します。

なお、建築物等を撤去する必要がないと本市が認める場合は、この限りではありません。

本市が保証金を返還する場合において、移管先法人等に、定期借地契約に基づく貸付料による金銭債務があるときは、本市は、当該金銭債務の弁済に保証金を充当することができ、移管先法人等はこれに異議を申し立て

ることができないものとしします。

なお、返還する保証金には利子を付しません。

#### オ 契約不適合責任についての特約

移管先法人等は、貸付契約の締結後、貸し付けた土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときにおいても、履行の追完、賃料の返還及び減免、損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができないものとしします。

#### カ 契約解除

本市は、次に掲げる事由に該当する場合は、催告その他の手続を経ることなく直ちに契約を解除し、違約金（貸付料1年分相当額）を請求することができるものとしします。この場合において、本市に違約金を超える損害が生じたときは、その損害の賠償を移管先法人等に請求できるものとしします。

(ア) 期限までに保証金が納入されないとき。

(イ) 移管先法人等が、正当な理由なく貸付料の支払を3箇月以上滞納したとき。

(ウ) 契約の手続において提出した書類又はヒアリング等における説明に虚偽又は重大な誤りがあったことが判明したとき。

(エ) 「2 申請資格」に規定する資格を満たさないこととなったとき。

(オ) その他契約に定める重要な義務に違反したとき

#### キ 土地地歴調査

土地地歴調査として、①登記事項証明書、②旧土地台帳、③公図、④地積測量図等を収集しています。

上記の収集した資料については、幼保総合支援室において閲覧に供しますので、閲覧を希望される場合は、事前に幼保総合支援室まで連絡をお願いします。

また、資料の写しを希望される場合は、資料を一時貸し出しますので、各自で写しを取っていただき、指定する期日までに資料を返却してください。ただし、一部複写できない資料がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、保育所の建設に当たり、地下埋設物の撤去費用については、移管先法人等の負担とします。

#### (3) 建物の譲渡

有償での譲渡とします。譲渡額については、不動産鑑定評価額とします。なお評価額の3/4について、本市からの補助を予定しています。

#### (4) 備品（机，椅子，保管庫，ベビーベッド，ピアノなど）の譲渡

希望する備品について有償で譲渡します。譲渡額については、耐用年数により減価償却した価格とします。

(参考) 土地貸付料，建物譲渡額及び備品譲渡額について（見込み）

土地貸付料(年間)	※1	(定員90名の場合) 135万円 (定員120名の場合) 156万円
建物譲渡額		648万円
(法人等負担額)		(162万円)
備品譲渡額	※2	約35万円

※1 現時点で試算した令和3年度の貸付料を参考に示したものであり，令和5年度の貸付時には，貸付料が変動する可能性があります。

※2 令和3年4月1日現在備品台帳に記載されたすべての備品を，令和5年4月に譲渡するものと仮定し，耐用年数により減価償却して算出した額です。なお，令和3年4月1日から令和5年3月31日までに，新たに備品を購入した場合，備品譲渡額が見込み額より大幅に高くなる可能性があります。

#### (5) 定員増を伴う建替整備等

##### ア 建替整備又は老朽化対策となる大規模修繕

令和7年3月末日までに，移管先法人等の負担において，(3)により譲渡した建物の建替整備又は老朽化対策となる大規模修繕を行ってください。

建替整備等に当たっては，移管先法人等から「京都市保育所緊急整備等事業に関する整備費等補助金交付要綱」に基づく補助を希望する申出があった場合，予算の範囲内において補助金を交付します。なお，建替整備又は大規模修繕時に仮設園舎を設置する場合については，保護者の送迎の負担に配慮し，現在の鏡山保育所からおおむね徒歩5分以内の場所に設置してください。

##### イ 定員増

アの建替整備に当たっては，京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）において定めている令和6年度末提供区域別確保必要量のうち，

鏡山保育所が存在する山科2提供区域（安朱，山階，西野，鏡山，陵ヶ岡）の確保必要量に貢献するものとしてください。

(6) 業務の引継ぎ・共同保育

ア 期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日（最長）

イ 実施方法（予定）

(7) 移管前（令和4年度）

対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）
園長予定者 1人	4月～12月 原則週 1日以上 1月～3月 原則週2. 5日以上
主任保育士予定者 1人	4月～8月 原則週 1日以上 9月～3月 原則週 5日
幼児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)	6月～8月 原則週 1日以上 9月～12月 原則週2. 5日以上 1月～3月 原則週 5日
乳児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)	6月～12月 原則週 1日以上 1月～3月 原則週 5日
調理員予定者 1人	6月～12月 原則週 1日以上 1月～3月 原則週 5日
全体フリー予定者 1人	6月～12月 原則週 2日以上 1月～3月 原則週 5日

※ 京都市民間保育園等職員の給与等運用事業（プール制）における給料表等に基づき本市が算定した人件費の補助を予定しています。

(イ) 移管後（令和5年度）

時期	本市従事職員※	頻度
令和5年4月～ 令和6年3月	副所長 1人 移管前の担任 5人	必要な日数

※ 移管後の状況に応じて、本市従事職員を適宜減らします。

(7) 三者協議会

入所児童や保護者への影響が最小限となるよう、令和4年4月から、利用児童の保護者、本市及び移管先法人等による三者協議会を開催します（別添4参照）。

## 6 移管後の運営に係る基本事項

移管後の運営については、別紙4「移管後の運営に係る基本事項」を内容とした協定書（※）を締結したうえで基本事項を遵守していただきます。移管後に基本事項の違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求を行う場合があるほか、重大な違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があります。

なお、移管後の運営に係る基本事項を遵守いただけない場合は、申請のあった法人等を審査の対象外とすることがあります。

※ 協定書においては、移管後の運営に係る基本事項に定める「当分の間」が過ぎても障害児保育及び配慮の必要な子どもの積極的な受入れを継続することを明記します。

## 7 移管先候補者の選定等

### (1) 移管先候補者の選定方法

移管先候補者の選定に当たっては、市営保育所移管先選定部会において審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定します。

申請者が多数の場合は、書面審査の結果により、実地審査対象者を選考することがあります。また、提出書類C「移管後の運営に係る基本事項確認票」に記載している基本事項を遵守していただけない（チェックがない項目がある）場合は、書類審査の実施前の段階で、審査の対象外となります。

なお、書面審査及び実地審査の合計の得点が105点（得点率70%）以下の場合や書面審査及び実地審査の各中項目において、小項目の合計点が0点の中項目がある場合等、市営保育所移管先選定部会において鏡山保育所の移管先として適当でないと判断した場合は、移管先候補者として選定しません。

また、審査の結果、該当者なしとなった場合には、再公募を行う場合があります。

### ア 書面審査

「書面審査の項目及び基準」（別紙2）に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点（0点～2点）を算定

します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数（1～2）を乗じて、各審査項目の得点を算出します。

審査項目（大項目）の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点とし、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点として得点を換算します。

#### イ 実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査

「実地審査項目」（別紙3）に基づき、各審査項目について評価点（0点～2点）を算定します。実地審査の評価点は、Aを2点、Bを1点、Cを0点とし、評価点の合計を50点満点として得点を換算します。

実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、書面審査の評価点を補正し、合計の得点（150点満点）をもって、申請者の総得点とします。

	運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計
書面審査	25点	75点	100点
実地審査	50点	—	50点
計	75点	75点	150点

#### (2) 選定結果

移管先候補者の選定は、令和3年10月上旬の予定です。選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

#### (3) 移管先候補者の選定等の公表

移管先候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要（移管先候補者の選定理由、各申請者の得点等）について公表します。

#### (4) 市会の議決に係る事項

移管先候補者の選定後、京都市会に京都市保育所条例の改正に係る議案を付議し、議決を受けることとなります。仮に議決が得られなかった場合及び否決された場合、鏡山保育所の民間移管に係る事務を停止する場合があります。また、市会の議決を得るまでの間に移管先候補者を移管先法人等に選定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、移管先法人等に選定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合等において、移管先候補者が保育所の移管に関して支出した費用等については、補償できませんので、あらかじめ

御了承ください。

## 8 移管先候補者選定後の手続

### (1) 仮協定書の締結

移管先候補者を選定した後に、詳細について、仮の協定書を取り交わすこととします。

### (2) 移管先法人等の決定

移管先候補者は、京都市保育所条例の改正をもって、正式に移管先法人等となります。

#### 【参考】移管先候補者選定後のスケジュール

令和3年11月	京都市保育所条例の改正議案の提案
	移管先法人等の決定
令和4年4月	引継ぎ・共同保育開始
	三者協議会開始
令和5年4月	民間移管

## 9 問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（担当：仁保，尾崎）

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話 075-251-2390 FAX 075-251-2950

電子メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp



## 提出書類一覧

## 1 申請者の概要・財務状況等 ◎記名で作成してください。

	提出書類	様式	主な記載事項	部数
①	申請書	A	申請者	1
②	申請資格及び申請者の連絡先	B	申請資格の有無, 担当者名, 役職, 電話番号等	1
③	申請者の概要	任意	(1) 沿革 * 既存のもので可。 * 時系列で記載し, 事業内容についても具体的に記入してください。	1
			(2) 代表者の履歴	1
			(3) 役員名簿 * 既存のもので可。 * 他団体の役員を兼ねている場合は, 団体名と役職を記載してください。氏名にはフリガナを付してください。	1
			(4) 団体の概要 * 既存のもので可。	1
④	移管後の運営に係る基本事項確認票	C	内容を確認し, チェック欄に☑を入れてください。	1
⑤	定款, 規約等 ※	任意	最新の定款, 規約, 寄付行為	1
⑥	法人登記簿謄本※	—	申請日前3箇月以内に発行されたもの	1
⑦	印鑑証明書 ※	—	申請日前3箇月以内に発行されたもの	1
⑧	現在運営している保育園等の状況	任意	令和元年度及び令和2年度の年間事業報告書, 年間利用状況報告書 * 団体及び施設のパンフレット等があれば添付してください。	1
⑨	決算書類等	任意	(1) 令和元年度及び令和2年度の決算書類 * 社会福祉法人は, 資金収支計算書(法人全体分), 事業活動収支計算書(法人全体分), 貸借対照表(法人全体分), 財産目録(法人全体分), 附属明細書(法人全体分)を添付してください。 * その他の法人等は, 上記に準じる書類を添付してください。 * 現在経営する施設(運営受託施設を含む)の決算書類も含まれます。 (注) 移管先候補者に選定された場合, 移管対象保育所において, 当該保育所の保護者に対して上記決算書類(写し)を公開します。	2
		任意	(2) 令和元年度及び令和2年度の補助金, 公的機関からの融資, 寄附金等の状況	1
⑩	納税証明書等 (1), (2), (3)のみ※ (注) 前年度が非課税など, 納税証明書が提出できない場合は, その旨を記載した理由書(代表者の記名押印があるもの)を提出してください。	—	各税, 料金等の未納のないことの証明書	1
		—	(1) 国税(法人税及び消費税)	
		—	(2) 市税(法人市民税及び固定資産税) * 社会福祉法人及び宗教法人については, 法人(市民)税及び消費税の課税対象となる事業を行っていない場合, 固定資産税の課税対象となる不動産を所有していない場合は提出不要です。 * (1), (2)については令和3年1月1日以降に発行された直近2年分の原本を提出してください。	
		D	(3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 * 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し, 指定の書式により請求してください。 (代表者の住所が本市である場合のみ)	
		—	(4) 国税(所得税)	
		D	(5) 市税(市民税及び固定資産税) (6) 水道料金・下水道使用料納付証明書	
⑪	暴力団員等に該当しないことの誓約書	E	事業主等が暴力団員等に該当しないことの誓約書	1

※「提出書類」欄中, ※印の書類は法人のみ提出。

## 2 書面審査（運営実績及び事業計画） ◎匿名で作成してください。

- 各様式，添付書類を1部ずつ提出してください。
- 基本的には，実地審査受入希望園の運営状況について記載してください。  
ただし，各項目のうち，団体全体を想定した項目（「※」の項目。様式28は（参考）のみ）については，団体全体の運営状況について記載してください。

様式	項目	添付書類（書類がない場合は添付不要）	
<b>【運営実績】</b>			
1	組織内連携		※
2	監査指摘状況	指導監査指摘事項（法人運営，施設運営，利用者処遇）	※
3	監査指摘に対する改善状況	指導監査指摘事項是正又は改善状況報告書 （法人運営，施設運営，利用者処遇）	
4	事故への対応	事故の詳細が分かる書類 （例：事故報告書，役員会等での説明資料）	※
5	不祥事への対応	不祥事の詳細が分かる書類 （例：役員会等での説明資料）	※
6	管理者の責任とリーダーシップ		
7	会計処理	会計処理規程（経理規程等）	※
8	資金収支及び事業活動収支の状況		※
9	記録の管理状況		
10	外部評価	外部評価（第三者評価等）の評価結果（概要部分のみ）	
11	苦情解決	(1)苦情対応マニュアル 等 (2)第三者委員会の設置要綱，名簿 等	
12	プライバシー保護	利用者のプライバシー保護に関する規程，マニュアル	
13	人材育成	令和3年度研修計画	
14	法令遵守	守るべき法令，規範，倫理等を明文化したもの	
15	情報公開	(1)情報開示のマニュアル (2)利用者に対してサービス内容等を紹介した資料 （おたより，パンフレット等） (3)ホームページの構成，概要	※
16	保育の方針①②		
17	乳児の保育		
18	個別事情に配慮した給食		
19	保育士（正規職員）の人数		
20	保育士の勤続年数		
21	保育の質の向上	保育の計画	
22	意思決定		
<b>【事業計画】</b>			
23	移管後の施設の運営理念等		
24	地域交流・地域における子育て支援		
25	利用者の尊重		
26	運営計画①②		

様式	項目	添付書類（書類がない場合は添付不要）	
27	建替整備等及び定員増を伴う整備内容 整備工程 資金計画		
28	情報開示		※
29	利用者の意見反映	利用者の意見や満足度を把握した調査結果（当該施設の直近の調査結果。当該施設の調査結果がない場合は団体として直近に実施した調査の結果）	
30	保育の質の確保，向上	これまでの保育の質の確保・向上に向けた取組に係る書類（研修の記録等）	※
31	配慮が必要な児童への対応①～⑤		
32	中長期計画		
33	職員の配置計画①～③		
34	働きやすい職場環境		
35	職員の人事考課		
36	職員の育成		
37	人材育成への貢献		
38	職員の勤務体系・給与体系	(1) 勤務規程（就業規則） (2) 非常勤職員就業規則 (3) 給与規程	
39	運営の健全性		
40	内部牽制体制		※
41	事故防止	事故防止マニュアル等	
42	緊急時の対応	(1) 緊急時の対応に関するマニュアル (2) アレルギー対応に関するマニュアル (3) プール事故発生時の対応に関するマニュアル	
43	感染症等の対応	(1) 感染症予防対策のためのマニュアル (2) 食中毒予防対策のためのマニュアル	
44	衛生管理	衛生管理に関するマニュアル	
45	災害対策	非常災害時の対応に関するマニュアル	
46	団体のPR①～③		※

\* 添付書類はA4サイズに印刷（片面印刷）し，団体名等が記載されている場合は，当該箇所を塗りつぶし，判読できないようにしてください。

### 3 実地審査（自己評価）

提出書類	主な記載事項	部数
実地審査	自己評価したもの（該当する項目に「○」を記入し，「具体的取組・特記事項」欄に具体的な取組内容等を記入）を提出してください。	1
実地審査受入希望園の各クラスの状況	クラス担任の保育士が記入して提出してください。	各クラス 1部

## 書面審査の項目及び基準

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の 得点		
運営実績 (申請団体 等の状況)	1 団体等の組 織内連携	1 組織内連携	・役員会、本部、事業所間、事業所内で緊密な連携が図られているか。(運営主体が個人の場合は当該施設内で緊密な連携が図られているか。)	2	1	0	2	
		2 監査指摘状況	・行政等による指導監査を受けている場合、過去2年間の監査において文書による重大な指摘内容がなかったか。	2	1	0	2	
	2 団体等の運 営管理体制	3 監査指摘に対する改善 状況	・監査指摘事項について改善検討が行われ、改善状況報告書に基づき実際に改善されているか。	2	1	0	2	
		4 事故への対応	・団体等の運営上、過去5年間に於いて重大な事故がなかったか。事故発生後の対応は適切か。	2	1	0	2	
		5 不祥事への対応	・団体等の運営上、過去5年間に於いて重大な不祥事がなかったか。不祥事発生後の対応は適切か。	2	1	0	2	
		6 管理者の責任とリーダ ーシップ	・管理者等の役割と責任がスタッフに明示され、事業の運営状況を把握の上、具体的な指示を出しているか。	2	1	0	2	
		7 会計処理	・当該施設に適用される会計処理規程(経理規程等)が作成されており、規程に基づき会計処理が適切に行われているか。	2	1	0	2	
		8 資金収支及び事業活動 収支の状況	・団体等全体で過去2年間又は累積での赤字が生じていないか。	2	1	0	2	
		9 記録の管理状況	・利用者に関する記録が適正に作成され保管されているか。	2	1	0	2	
		10 外部評価	・第三者評価等の外部評価を受審し、評価結果を公表しているか。	2	1	0	2	
		11 苦情解決	・苦情があった際に適切に対応しているか。(第三者委員を設置しているか。)	2	1	0	2	
		12 プライバシー保護	・利用者のプライバシー保護に関する規程、マニュアルを整備し、適切に運用しているか。	2	1	0	2	
		13 人材育成	・研修の実施により、保育の質の向上、職員の育成に取り組んでいるか。	2	1	0	2	
		14 法令遵守	・守るべき法令、規範、倫理等が明文化され、職員に周知されているか。	2	1	0	2	
		15 情報公開	・経営、運営状況の情報が積極的に公開されているか。	2	1	0	2	
		3 現在運営し ている施設の 状況	16-1 保育の方針①	・保育の方針が明らかにされているか。	2	1	0	2
			16-2 保育の方針②	・保育の方針の下で、子どもを主体とした保育が行われているか。	2	1	0	2
	17 乳児の保育		・産休明けから(生後57日以降)の保育を実施しているか。	2	1	0	2	
	18 個別事情に配慮した給 食の提供		・離乳食、摂食障害、食物アレルギー、宗教上の理由、体調不良等の個別事情に応じた調理、配膳、食事環境等の対応がなされているか。	2	1	0	2	
	19 保育士(正規職員)の人数		・京都市の保育士配置基準と比較してどの程度の保育士が配置されているか。	2	1	0	2	
	20 保育士の勤続年数		・法人等全体でベテラン、中堅、若手職員がバランスよく配置されているか。	2	1	0	2	
	21 保育の質の向上		・保育の計画や保育記録が定型化されており、定期的に報告会等が開催されているか。	2	1	0	2	
	22 意思決定	・重要な意思決定について、職員、保護者に対して十分な説明がなされているか。	2	1	0	2		
小 計						60		
25点満点換算						25		

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の 得点			
事業計画 (移管後の 施設の事業 計画)	1 移管後の施設 の運営理念	23	移管後の施設の運営理念等	・当該保育所に見合う具体的な運営理念や運営方針を定めているか。	2	1	0	1	2
		24	地域交流・地域における子育て支援	・地域住民や関係機関等との連携及び地域における子育て支援に対する考え方は妥当か。	2	1	0	2	4
		25	利用者の尊重	・人権の尊重、守秘義務、個人情報保護、説明責任についての理念を明示しているか。	2	1	0	1	2
	2 移管後の施設 の運営計画	26-1	運営計画①	・当該保育所の現況に沿った運営計画となっているか。	2	1	0	2	4
		26-2	運営計画②	・運営計画を実践できる保育を実践しているか。	2	1	0	2	4
		27-1	建替整備等及び定員増を伴う整備内容	・定員増を踏まえた具体的な整備方針を定めているか。	2	1	0	2	4
		27-2	整備工程	・整備工程は、令和6年度末までに整備できる工程かつ工事期間中は、園児等の安全に配慮した保育運営ができるものであるか。	2	1	0	2	4
		27-3	資金計画	・適正な整備計画及び財源確保の計画となっているか。	2	1	0	2	4
		28	情報開示の積極的姿勢	・積極的に情報開示を行う姿勢が明らかになっているか。	2	1	0	1	2
		29	利用者の意見反映	・利用者の意見聴取を行ったり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体制が確立された計画となっているか。	2	1	0	2	4
		30	保育の質の確保、向上	・保育の質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか。	2	1	0	2	4
		31-1	配慮が必要な児童への対応① (給食)	・給食について配慮が必要な子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2	1	0	2	4
		31-2	配慮が必要な児童への対応② (障害のある子ども)	・障害のある子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2	1	0	2	4
		31-3	配慮が必要な児童への対応③ (被虐待児)	・被虐待児への対応に関して具体的な計画になっているか。	2	1	0	2	4
		31-4	配慮が必要な児童への対応④ (要家庭支援)	・家庭支援が必要な子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2	1	0	2	4
		31-5	配慮が必要な児童への対応⑤ (外国に文化的背景をもつ子ども)	・外国に文化的背景をもつ子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2	1	0	2	4
		32	中長期計画	・中長期的な視野に立った具体的な提案となっているか。	2	1	0	1	2
		3 移管後の施設 の施設運営 体制	33-1	職員の配置計画①	・職員の配置基準を満たしているか。	2	1	0	1
	33-2		職員の配置計画②	・勤務年数豊富な施設長、主任保育士、保育士等を配置する計画となっているか。	2	1	0	2	4
	33-3		職員の配置計画③	・職員確保の方策が具体的に示されているか。	2	1	0	2	4
	34		働きやすい職場環境	・職員が働きやすい職場環境に関する考え方が明確になっているか。	2	1	0	1	2
	35		職員の人事考課	・人事考課の考え方を明示しているか。	2	1	0	1	2
	36		職員の育成	・研修計画を作成のうえ、計画に基づいた専門知識・技術の向上に向けた研修機会を組織的に確保しているか。	2	1	0	1	2
	37		人材育成への貢献	・実習生受入れ等保育人材の育成への貢献に係る体制が整備されているか。	2	1	0	1	2
	38		職員の勤務体系・給与体系	・労働基準法に基づいた就業規則を整備し、給与等労働条件に関する規程を整備しているか。	2	1	0	1	2
	4 移管後の施設 の経営管理 計画	39	運営の健全性	・サービスの質の確保と経営の効率性のバランスがとれた計画になっているか。	2	1	0	1	2
		40	内部牽制体制	・経費の執行等について複数の者でチェックする内部牽制体制が示されているか。	2	1	0	1	2
	5 移管後の施設 の危機・安全管理	41	事故防止	・事故防止のためのマニュアルを整備し、事故防止の取組が適切に行われているか。	2	1	0	2	4
		42	緊急時の対応	・緊急時のマニュアルを整備し、緊急時の対応体制が確立しているか。	2	1	0	2	4
		43	感染症等の対応	・感染症や食中毒予防対策のためのマニュアルを整備し、具体的予防策を確立しているか。	2	1	0	2	4
		44	衛生管理	・衛生管理に関するマニュアルを整備し、施設内の物品等の整理整頓及び衛生管理対策が明示されているか。	2	1	0	2	4
		45	災害対策	・非常災害時の対応に関するマニュアルを整備し、消火訓練、避難訓練の実施計画や備えがあるか。	2	1	0	2	4
6 上記以外で 特にPRしたい 内容	46-1	団体のPR①	・移管対象保育所の状況、保護者の要望、社会的ニーズ等を踏まえ、特に評価できる内容が示されているか。	2	1	0	2	4	
	46-2	団体のPR②	・当該保育所の保育を引き継ぐに当たって積極的な提案が行われているか。	2	1	0	2	4	
	46-3	団体のPR③	・様式1～45及び46-1、2以外に特に評価できる内容が示されているか。	2	1	0	1	2	
小 計									114
75点満点換算									75
合計得点							100		

## 実地審査項目

※「書面」に○がある項目については、実地審査で確認したうえで、書面審査において付点します。

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	書面
第1 子どもの尊重	1 保育方針の共通理解と保育課程等の作成	(1) 日常の保育を通して子どもの意見や意思をくみ取る努力をし、指導計画に反映させているか。	
	2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施	(1) 子どもの発達や状況に応じて指導計画を作成しているか。	
	3 快適な施設環境の確保	(1) 子どもが快適に過ごせるような環境(清潔さ, 採光, 換気, 照明等)への配慮がなされているか。	
		(2) 子どもの発達に応じた環境が確保されているか。	
	4 一人ひとりの子どもに個別に対応する努力	(1) 子ども一人ひとりの状況に応じて保育目標を設定し、それに合わせた個別指導計画を作成しているか。	
		(2) 子ども一人ひとりの発達の過程に応じた対応をし、その記録があるか。	
5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取組	(1) 特に配慮を要する子どもを受け入れ、保育するうえで必要な情報が職員間で共有化されているか。		
	(2) 障害児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っているか。		
	(3) 虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心掛けているか。		
	(4) アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。	○	
	(5) 外国に文化的背景をもつ子どもに対して適切な配慮がされているか。		
6 苦情解決体制	(1) 保護者がサービスについての要望や苦情を訴えやすい仕組みになっているか。	○	
	(2) 要望や苦情等を受けて、迅速に対応できる仕組みになっているか。	○	
第2 保育の実施内容	1 保育の内容	(1) 子どもが主体的に活動できる環境構成(おもちゃ・絵本, 教材, 落ち着いて遊べるスペースなど)ができているか。	
		(2) 遊びが一斉活動に偏らないよう配慮しているか。	
		(3) 動植物の飼育や栽培・園外活動など、自然に触れたり地域や社会に関わる体験が取り入れられているか。	
		(4) 子どもが歌やリズム, 絵や文字, からだを動かすなどの体験を通して、自分の気持ちを自由に表現できるよう配慮されているか。	
		(5) 遊びを通して子ども同士の関係や保育士との関係が育つよう配慮しているか。	
		(6) 積極的な健康づくりの工夫が遊びの中でなされているか。	
		(7) 食事を豊かに楽しむ工夫をしているか。	
		(8) 食事の場, 食材, 食器等に配慮しているか。	
		(9) 子どもの喫食状況を把握して、献立の作成・調理の工夫にいかしているか。	
		(10) 子どもの食生活について、家庭と連携しているか。	
		(11) 午睡・休息は発達や日々の子どもの状況に応じて対応しているか。	
		(12) 排泄は個人差があることを十分に配慮して対応しているか。	

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	書 面
	2 健康管理・衛生管理・安全管理	(1) 子どもの健康管理は、適切に実施されているか。	
		(2) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映させているか。	
		(3) 感染症等への対応に関するマニュアルがあり、保護者にも徹底しているか。	○
		(4) 衛生管理が適切に行われているか。	○
		(5) 安全管理に関するマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。	○
		(6) 事故や災害発生時及び事後の対応体制が確立しているか。	○
		(7) 外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。	○
	3 人権の尊重	(1) 保育中の子どもへの接し方、呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。	
		(2) 個人情報の取扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。	○
		(3) 性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。	
	4 保護者との交流・連携	(1) 保護者が保育の基本方針を理解できるよう努力しているか。	
		(2) 個々の保護者との日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っているか。	
		(3) 保護者の相談に応じているか。	
(4) 保育の内容(行事を含む)など子どもの園生活に関する情報を提供しているか。			
(5) 保護者の保育参加を進めるための工夫をしているか。			
(6) 保護者の自主的な活動への援助や意見交換を行っているか。			
第3 地域支援機能	1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供	(1) 地域の子育て支援ニーズに応じて施設の専門性をいかしたサービスを提供しているか。	
	2 保育園の専門性をいかした相談機能	(1) 地域住民への情報提供や育児相談に応じているか。 (2) 相談内容に応じて関係諸機関・団体との連携ができる体制になっているか。	
第4 開かれた運営	1 保育園の地域開放・地域コミュニティへの働きかけ	(1) 子どもと地域との日常的な交流により、子どもの生活の充実と地域の理解を深めているか。	
	2 サービス内容等に関する情報提供	(1) 利用希望者にわかりやすく情報を提供し、問合せや見学に対応しているか。	

実地審査項目・判断基準

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	判断基準		
第1 子どもの尊重	1 保育方針の共通理解と保育課程等の作成	(1) 日常の保育を通して子どもの意見や意思を汲み取る努力をし、指導計画に反映させているか。	B	日に該当したうえで、次のすべてに該当する。 保育課程に基づき、年齢ごとに指導計画を作成している。	
			A	必要なことをきちんと説明し、納得できることを大切にしている。 態度・表情などから子どもの思いを受け止め言語化したり、言語化できる子どもからは意見・要望を聞いている。 子どもの自主性や主体性を育て、発揮できるような指導計画となっており、計画には柔軟性を持たせている。	
			C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。	
	2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施	(1) 子どもの発達や状況に応じて指導計画を作成しているか。	A	次のすべてに該当する。 子どもの発達や状況に応じて指導計画の作成・評価・見直しを行っている。 評価、改訂にあたっては、複数の職員が参画して作成している。 評価、改訂にあたっては、保護者の意向も反映している。	
				B	Aの中でいずれか1つは該当する。
				C	上記のいずれにも該当しない。
	3 快適な施設環境の確保	(1) 子どもが快適に過ごせるような環境(清潔さ、採光、換気、照明等)への配慮がなされているか。	A	次のすべてに該当する。 保育園の屋内・外とも、常に清潔に保たれている。 通風・換気等が確保され、気になる臭いを取り除く工夫をしている。 施設内の温・湿度の管理が日々適切に行われている。 陽光を十分取り入れるよう配慮している。 音楽や保育者の声などが騒音にならないよう、配慮している。	
				B	Aの中でいずれか3つは該当する。
				C	Aの中で1～2つ該当する、又は全く行っていない。
		(2) 子どもの発達に応じた環境が確保されているか。	A	次のすべてに該当する。 低年齢児には、小集団保育が行なわれるよう、保育室の使い方を工夫している。 食べる・寝るなどの機能別の空間を確保している。 屋内に異年齢児間の交流の場がある。	
				B	Aの中でいずれか1つは該当する。
				C	上記のいずれにも該当しない。
4 一人ひとりの子どもに個別に対応する努力	(1) 子ども一人ひとりの状況に応じて保育目標を設定し、それに応じた個別指導計画を作成しているか。	A	次のすべてに該当する。 0～2歳児については、個別指導計画を作成している。 幼児についても、特別な課題がある場合には、個別指導計画を作成している。 個別の目標・計画は、子どもの発達状況に合わせ作成し、反省評価している。 個別指導計画の作成・見直しにおいて、重要部分を保護者に説明し、同意を得ている。		
			B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
			C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。	



審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	判断基準		
第1 子どもの尊重	4 一人ひとりの子どもに個別に対応する努力	(2) 子ども一人一人の発達の過程に応じた対応をし、その記録があるか。	Bに該当した上で、次の全てに該当する。 ----- 子どもや家庭の個別の状況・要望を決められた書式に記録している。		
			A 入園後の子どもの成長発達記録がある。 子どもの記録内容は全職員が共有できるしくみになっている。 重要な申し送り事項が記録され、進級時等に伝達されている。		
			B 保育所児童保育要録を小学校に送付している。その上でAの2つ以上に該当する。		
			C Aの中で1～2つ該当する、または該当しない。		
	5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取り組み	(1) 特に配慮を要する子どもを受け入れ、保育する上で必要な情報が職員間で共有化されているか。		Bに該当した上で、次のすべてに該当する。 ----- 個別のケースについて会議で話し合わせ、記録がある。 最新の情報を職員間で学習し、保育に活かしている。 共有する情報は記録され、いつでも確認できるようファイリングされている。	
				B 特に配慮を要する子どもを積極的に受け入れる姿勢がある。	
				C 上記のいずれにも該当しない。	
		(2) 障害児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っているか。			次のすべてに該当する。 ----- 障害児保育のための環境整備に配慮している。 保護者の同意を得て、医療機関や専門機関から助言や情報が得られる体制をとっている。 障害の特性を考慮した個別指導計画が立てられている。 障害児保育について全職員で学習し、話し合える体制ができている。 障害児と障害のない子どもとの関わりに配慮をしている。
					B Aの中でいずれか3つは該当する。
					C Aの中で1～2つ該当する、又は全く行っていない。
		(3) 虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心がけているか。			次の全てに該当する。 ----- 虐待の定義が全職員に周知されている。
					A 虐待が疑わしい場合に、関係機関に迅速に通告・相談する体制を整えている。 見守りが必要な場合は関係機関との連携をとっている。 家庭支援の必要な保護者を援助し、虐待の予防に配慮している。
B Aの中でいずれか2つは該当する。 C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。					
(4) アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。				次の全てに該当する。 ----- 子どものかかりつけ医の指示書に基づき、適切な対応を行っている。	
				A 全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が周知されている。 食物アレルギーにおいては、保護者との連携を密にし、除去食・代替食を提供している。 除去食・代替食を提供する場合は、誤食事故を防止するためトレイや名札等を使用している。	
				B Aの中でいずれか2つは該当する。 C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。	

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	判断基準		
第1 子どもの尊重	5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取り組み	(5) 外国籍や帰国子女など、文化の異なる子どもに対して適切な配慮がされているか。	A	次の全てに該当する。 文化(言語・表現・食事)や生活習慣、考え方の違いを認め尊重している。 文化や生活習慣の違いを他の子どもたちが理解できるよう配慮している。 意思疎通が困難な場合の対応策がある。	
			B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
			C	上記のいずれにも該当しない。	
	6 苦情解決体制	(1) 保護者がサービスについての要望や苦情を訴えやすい仕組みになっているか。	A	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。 第三者委員に、直接苦情を申し立てることができる。 保護者に対して、意見箱・懇談会・アンケート等で進んで要望や苦情を聞いている。 自分で意見を表明するのが困難な園児や保護者に対して具体的な配慮がなされている。 権利擁護機関など他機関の苦情解決窓口を紹介している。	
				B	要望・苦情を受け付ける担当者が決まっており、事前に保護者に説明されている。
				C	要望・苦情の受付窓口が明確にされていないなど、取り組みが不十分である。
		(2) 要望や苦情等を受けて、迅速に対応できる仕組みになっているか。	A	次のすべてに該当する。 要望や苦情を受け付け対応するためのマニュアル等文書化されたものが整備されている。 第三者委員を交えて対応する仕組みができている。 園単独で解決困難な場合には、外部の権利擁護機関や相談機関との連携体制がつくられている。 要望や苦情の解決策が会議等を通じて職員に理解・周知されている。 過去の苦情・トラブルや要望のデータを蓄積・整理し、解決に活かしている。	
				B	Aの中でいずれか2つは該当する。
				C	マニュアル等文書化されたものが整備されておらず取り組みが不十分である。
第2 保育の実施内容	1 保育の内容	(1) 子どもが主体的に活動できる環境構成(おもちゃ・絵本、教材、落ち着いて遊べるスペースなど)ができていないか。	A	次のすべてに該当する。 子どもがおもちゃや教材等を自分で取り出して遊べるようになっている。 年齢や発達にふさわしい環境構成に配慮している。 子どもがそれぞれ落ち着いて遊べるスペースを確保している。 子どもが自分の好きなことをして遊び込める時間が十分に確保されている。	
			B	Aの中でいずれか2つ該当する。	
			C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。	
	(2) 遊びが一斉活動に偏らないよう配慮しているか。	A	次のすべてに該当する。 子どもの自由な発想を受け止め、それを集団活動に取り入れている。 子どもがそれぞれ自由に友達と遊んだり、落ち着いて一人で遊んだりしている。 一斉活動は、みんなで一緒に遊ぶ楽しさとともに、友だち関係やルールを守る等の社会性を重視して、年齢に応じて取り入れている。 自由遊びの中で一人ひとりが興味・関心を持って遊べるよう、保育士が援助している。		
			B	Aの中でいずれか2つは該当する。	
			C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。	

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	判断基準	
第2 保育の 実施内容	1 保育の内容	(3) 動植物の飼育や栽培・園外活動など、自然に触れたり地域や社会に関わる体験が取り入れられているか。	A	次のすべてに該当する。 栽培や飼育を通して得られる体験を、保育活動にフィードバックしている。 子どもたちが散歩等で、日常的に地域の大人や子どもたちと挨拶・会話を交わしている。 園外活動で地域を知り、自然に触れる機会を積極的に設けている。
			B	Aの中でいずれか1つは該当する。
			C	上記のいずれにも該当しない。
		(4) 子どもが歌やリズム、絵や文字、からだを動かすなどの体験を通して、自分の気持ちを自由に表現できるように配慮されているか。	A	次のすべてに該当する。 子どもの年齢や発達状況にあわせて自由に表現できるよう配慮している。 子どもが自発的に表現するよう様々な素材を用意するなど、自由に使えるよう配慮されている。 子どもが自由に歌ったり、絵を描いたりしている。
			B	Aの中でいずれか1つは該当する。
			C	上記のいずれにも該当しない。
		(5) 遊びを通して子ども同士の関係や保育士との関係が育つよう配慮しているか。	A	次のすべてに該当する。 子ども同士のけんか等については、危険のないよう見守りながら、子ども同士で解決ができるよう援助している。 子ども同士が関わりを持てるよう配慮している。 職員は、常に公平で温かい態度・言葉遣い等で子どもに接し、信頼関係を築いている。
			B	Aの中でいずれか1つは該当する。
			C	上記のいずれにも該当しない。
		(6) 積極的な健康づくりの工夫が遊びの中でなされているか。	A	次のすべてに該当する。 散歩や屋外活動などを積極的に取り入れている。 散歩や屋外活動を行う際には、紫外線対策やアレルギーへの対処を行なっている。 発達段階に応じた、遊びの環境を意識してつくっている。 子どもの既往歴や健康状態に合わせた遊びを工夫している。
			B	Aの中でいずれか2つは該当する。
			C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。
		(7) 食事を豊かに楽しむ工夫をしているか。	A	次のすべてに該当する。 保育士が、子どもの負担になるほどに残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。 授乳は、個々のリズムに合わせて、抱いて目を合わせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。 授乳する時や離乳食を食べさせる時は、子どものペースを尊重している。 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの状況に配慮して行っている。 子どもが自分から食べようとする意欲や行動を大切にしながら、適切な言葉かけや援助をしている。 子どもたちが食事及びその過程(調理・配膳・片づけ)に関心を持つよう工夫している。
			B	Aの中でいずれか4つは該当する。
			C	Aの中で1～3つ該当する、又は全く行っていない。

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	判断基準
第2 保育の実施内容	1 保育の内容	(8) 食事の場、食材、食器等に配慮しているか。	次の全てに該当する。 季節感のある献立や食欲がわくような盛りつけなどの食事作りに配慮している。
			A 食事の場としての雰囲気づくりに配慮している。 食材や食器の安全性に配慮し、産地掲示や地元食材の使用促進等に努めている。 乳児クラスは、食器・食具の提供をしている。
			B Aの中でいずれか2つは該当する。
			C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。
		(9) 子どもの喫食状況を把握して、献立の作成・調理の工夫に活かしているか。	A 次のすべてに該当する。 子どもの好き嫌いを把握し、盛り付けや調理方法を工夫している。 栄養士や調理担当者が、子どもたちの食事の様子を見る機会を設けている。 残食を調査記録し、献立・調理の工夫に反映させている。
			B Aの中でいずれか2つは該当する。
			C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。
		(10) 子どもの食生活について、家庭と連携しているか。	A 次のすべてに該当する。 献立表を作成し、事前に配布している。 献立作成のポイントを明記した情報提供を行っている。 定期的レシピを提示し、保護者に園で提供する食事に対する関心を促している。 保護者が試食できる機会等を設けて、栄養・味付け・食べ方(噛み方)等、園で配慮していることを知らせている。
			B Aの中でいずれか2つは該当する。
			C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。
		(11) 午睡・休息は発達や日々の子どもの状況に応じて対応しているか。	A 次のすべてに該当する。 眠れない子ども、眠くない子どもには午睡を強要せず、静かに過ごさせるなど柔軟な対応をしている。 安心して心地よい眠りにつけるよう、午睡・休息の場を工夫している。 乳幼児突然死症候群に対する対策を行なっている。
			B Aの中でいずれか2つは該当する。
C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。			
(12) 排泄は個人差があることを十分に配慮して対応しているか。	A 次のすべてに該当する。 一人ひとりの排泄のリズムをとらえ、個人差を尊重している。 トイレトレーニングは一人ひとりの発達状況に応じて個別に対応している。 園での排泄状況を保護者に伝え連携を密にしている。 おもらしをした子どもを激しく叱ったり、心を傷つけるような対応をしてはならないことを、全職員が認識している。		
	B Aの中でいずれか2つは該当する。		
	C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	判断基準	
第2 保育の 実施内容	2 健康管理・衛生 管理・安全管理	(1) 子どもの健康管理は、 適切に実施されているか。		次のすべてに該当する。 ----- 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの健康状態を把握している。
			A	既往症について常に保護者から情報を得られるように努め、対応を関係する職員に周知している。 必要に応じて園での子どもの健康状態を保護者に伝え、降園後の対応について話し合っている。 食後の歯磨き指導を行うなど、虫歯にならない予防策をとっている。
			B	Aの中でいずれか2つは該当する。
			C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。
				次のすべてに該当する。 ----- 一人ひとりの健康診断・歯科健診の記録がある。
		A	健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝え、連携を密にしている。 健診結果に基づき、嘱託医やかかりつけ医との連携を図っている。	
		B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
		C	上記のいずれにも該当しない。	
		(3) 感染症等への対応に 関するマニュアルがあり、 保護者にも徹底してい るか。		Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。 ----- 登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応がマニュアルに明記され、保護者に周知している。 保育中に発症した時は、保護者への連絡をすみやかにし、対応については保護者の事情も考慮している。
			A	感染症が発生した時は、速やかに保護者に情報提供している。 おむつや排泄物の処理が適切に行われ、感染症の蔓延予防に心がけている。 感染症に関する最新情報を職員が共有している。
			B	感染症等への対応に関するマニュアルがある。
			C	感染症等への対応に関するマニュアルがなく、取り組みが不十分である。
				Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。 ----- マニュアルは、職員参加により定期的(内容により異なるが、最低年1回を目安)に見直しを行っている。 マニュアルの内容を全職員が共有するため、定期的(採用時に1回、採用後は最低年1回)に研修を実施するなど、具体策を講じている。 マニュアルに基づき清掃及び消毒等が行われ、清潔・適切な状態が保たれている。
		A	衛生管理に関するマニュアルがある。	
		C	衛生管理に関するマニュアルがなく、取組が不十分である。	
		(5) 安全管理に関するマ ニュアルがあり、事故や災 害に備えた安全対策が実 施されているか。		Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。 ----- 園内の施設等の安全面の点検を定期的に行っている。 地震等を想定し、備品等の転倒防止など安全対策を講じている。
			A	マニュアルは、事故や災害に適切に対応しており、全職員に周知されている。 緊急連絡体制が確立している。 通報や連絡体制の予行演習、地域の避難場所等への誘導などの訓練を実施している。 職員が救急救命法を身につけている。
			B	安全管理に関するマニュアルがあり、Aの中で3つ以上該当する。
			C	安全管理に関するマニュアルがない。又は、Aの中で1～2つ該当する、又は全く行っていない。

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	判断基準
第2 保育の 実施内容	2 健康管理・衛生 管理・安全管理	(6) 事故や災害発生時及 び事後の対応体制が確立 しているか。	A  次のすべてに該当する。 保護者や救急機関、地域への連絡体制が確立している。 子どものケガについては、軽傷であっても必ず保護者に状況を報告し、記録している。 職員会議などで事故の報告、再発防止策の検討が行われ改善策が実行されている。
			B Aの中でいずれか1つは該当する。
			C 上記のいずれにも該当しない。
		(7) 外部からの侵入に対 する対応策が整備されて いるか。	A  次のすべてに該当する。 不審者等の侵入防止策(出入り口の施錠等)が講じられている。 不審者等に対する緊急通報体制が確立されている。 不審者の情報が関係機関、近隣住民等から得られるネットワークができています。
			B Aの中でいずれか1つは該当する。
			C 上記のいずれにも該当しない。
	3 人権の尊重	(1) 保育中の子どもの呼 び方や叱り方などで、子ど もの人格尊重を意識してい るか。	A  次のすべてに該当する。 子どもに対して威圧的な言葉遣い、無視が行われないよう、職員間で相互に配慮している。 せかしたり強制したりせず、おだやかに分かりやすい言葉で話をしている。 子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。 子どもの人格を辱めるような罰を与えたり、自尊心を傷つけるような保育を行ってはならないことを、全職員が認識している。
			B Aの中でいずれか2つは該当する。
			C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。
		(2) 個人情報の取り扱い や守秘義務について、職 員等に周知しているか。	A  次のすべてに該当する。 守秘義務の意義や目的を全職員(ボランティア・実習生含む)に周知している。 個人情報の取り扱いについてガイドラインをつくり、全職員に周知している。 個人情報の取り扱いについて、保護者に説明し理解を得ている。 個人情報に関する記録は施錠できる場所に保管、管理している。
			B Aの中でいずれか2つは該当する。
			C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。
(3) 性差への先入観によ る役割分業意識を植え付 けないよう配慮してい るか。		A  次のすべてに該当する。 遊びや行事の役割、持ち物、服装などで性別による区別をしていない。 順番、グループ分け、整列など性別にしている。 子どもや保護者に対して、父親・母親の役割を固定的にとらえた話し方、表現をしないようにしている。 無意識に性差による固定観念で保育をしていないか、職員同士で話し合う機会をつくっている。	
		B Aの中でいずれか2つは該当する。	
		C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。	
4 保護者との交 流・連携	(1) 保護者が保育の基本 方針を理解できるよう努力 しているか。	A  次のすべてに該当する。 保護者に対しては、全体会又は懇談会などで説明する機会を設けている。 日常保育の中で、園だよりや連絡帳などで保育方針が理解されるよう努力している。 入園時に配布する園のしおりやパンフレットなどに保育方針を明記している。	
		B Aの中でいずれか2つは該当する。	
		C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。	

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	判断基準		
第2 保育の 実施内容	4 保護者との交 流・連携	(2) 個々の保護者との日 常的な情報交換に加え、 個別面談等を行っている か。	次のすべてに該当する。 ----- 子どもの送迎時に、その日の子どもの様子を伝えるよう配慮している。		
			A 連絡帳やメールなどできめ細かに情報交換を実施している。 保護者の意向を踏まえて個別面談を実施している。 クラス全体の様子を伝える保護者懇談会等を実施している。		
			B Aの中でいずれか2つは該当する。		
			C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		
			(3) 保護者の相談に応じて いるか。	次のすべてに該当する。 ----- 相談内容などを人に聞かれないで相談できるよう、配慮している。 相談を受けた職員が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制になっている。 相談は記録し、継続的なフォローができています。	
				B Aの中でいずれか1つは該当する。	
		C 上記のいずれにも該当しない。			
		(4) 保育の内容(行事を含 む)など子どもの園生活に 関する情報を提供してい るか。	次のすべてに該当する。 ----- 「園だより」など定期的に発行している。 A 園内に、その日の保育の様子を知らせる情報を掲示している。 クラスごとの保護者懇談会などで、保育内容・目的を分かりやすく説明し情報提供を図っている。 ビデオや写真などを撮って、日常の保育の様子を伝える努力をしている。		
			B Aの中でいずれか2つは該当する。		
			C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		
		(5) 保護者の保育参加を 進めるための工夫をして いるか。	次のすべてに該当する。 ----- 年間行事予定であらかじめ日時を知らせ、保護者が保育参加のための休暇等の予定を立てやすくしている。 A 保育参観又は保育参加を積極的に受け入れている。 保育参観、懇談会等に出席できなかった保護者へのフォローを行っている。		
			B Aの中でいずれか2つは該当する。		
			C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		
		(6) 保護者の自主的な活 動への援助や意見交換を 行なっているか。	次のすべてに該当する。 ----- 保護者が自主的な活動をできるように場所等の提供をしている。 A 保護者の活動に要請があれば職員も参加をしている。 保護者組織とは常にコミュニケーションをとっている。		
			B Aの中でいずれか1つは該当する。		
			C 上記のいずれにも該当しない。		
		第3 地域 支援機能	1 地域のニーズ に応じた子育て支 援サービスの提供	(1) 地域の子育て支援 ニーズに応じて施設の専 門性を活かしたサービス を提供しているか。	次のすべてに該当する。 ----- A 地域の子育て支援ニーズについて、定期的(年に1回程度)に職員間で話し合われている。 地域での子育てを支援するためのサービス(一時保育、交流保育、園庭開放等)を提供している。 地域住民に向けて子育てや保育に関する講習・研修会を開催している。
					B Aの中でいずれか1つは該当する。
					C 上記のいずれにも該当しない。

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	判断基準
第3 地域 支援機能	2 保育園の専門 性を活かした相談 機能	(1) 地域住民への情報提 供や育児相談に応じてい るか。	A  次のすべてに該当する。 ----- 情報提供や育児相談を実施している。 育児相談については、定期的(最低週に1日)に相談日を設けて対応している。 園からのお知らせを地域に回覧するなどして、情報提供に努めている。
			B Aの中でいずれか1つは該当する。
			C 上記のいずれにも該当しない。
		(2) 相談内容に応じて関係 諸機関・団体との連携がで きる体制になっているか。	A  次のすべてに該当する。 ----- 必要な関係機関・地域の団体等をリスト化する等により情報を職員が共有している。 関係機関との連携の担当者が決められている。 関係機関・団体等との日常的な連携ができています。
			B Aの中でいずれか1つは該当する。
			C 上記のいずれにも該当しない。
第4 開か れた運営	1 保育園の地域 開放・地域コミュニ ティーへの働きか け	(1) 子どもと地域との日常 的な交流により、子どもの 生活の充実と地域の理解 を深めているか。	A  次のすべてに該当する。 ----- 日常的に地域の人達と接する機会(散歩・買い物等)に積極的に交流を図っている。 日常的に他の園・学校・福祉施設等との交流を図っている。 地域の行事や活動に参加できるよう配慮している。
			B Aの中でいずれか2つは該当する。
			C Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。
	2 サービス内容等 に関する情報提供	(1) 利用希望者にわかり やすく情報を提供し、問 い合わせや見学に対応し ているか。	A  Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。 ----- 園の基本方針や利用条件・サービス内容等についての問い合わせに対しては、常時対応できるようになっている。 利用希望者に見学ができることを案内している。 保育に支障をきたさない範囲で、曜日や時間は見学希望者の都合に対応している。 園のパンフレット・広報誌・ホームページ等により、地域や関係機関に随時、情報を提供している。
			B 園の基本方針や利用条件・サービス内容等について、パンフレット等の資料や文書に基づいて説明している。
			C 上記のいずれにも該当しない。



## 移管後の運営に係る基本事項（鏡山保育所）

※ 以下の各事項において、特に期間に定めのない事項においては、移管公表年度に入所している児童が卒所するまでの期間（当分の間）とします。また、「現在」とは、移管前年度のことを指します。

## I 保育所運営等

1 保育所運営															
定員・運営	保育所又は認定こども園（幼保連携型又は保育所型）として運営すること 就学前までの6年間を見通した保育を実施すること 地域ニーズに応じてバランスよく歳児別の受入れを行うこと														
開所時間	月曜日から土曜日まで以下の開所時間を確保すること 7時00分～19時00分														
休所日	日曜日、祝日及び12月29日～1月3日のみとすること														
乳児保育	産休明けから（生後57日以降）の保育を実施すること														
費用負担	移管日の前日に在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと（別添1参照） やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえで実施すること														
保健・衛生	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること 児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること（別添2参照）														
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること AEDを設置し、定期的に救急救命に関する研修を行うこと														
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置）														
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと														
2 職員について ※ 移管後に当該保育所を認定こども園として運営する場合、「保育士」は「保育教諭」と読み替える。															
職員数	本市の基準に基づく保育士等を確保すること 障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること														
施設長	専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと（いずれも常勤での経験とする。） ・社会福祉事業の経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上） ・認可保育所での保育経験12年以上 ・社会福祉事業の経験10年以上（うち認可保育所施設長3年以上）														
保育士	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること（以下の経験年数は常勤換算とする。以下の「保育士等」とは、保育士、保育教諭、幼稚園教諭を指す。） ・保育士等として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を3人以上（うち1人は乳児保育経験1年以上の者） ・上記のほか、乳児保育経験1年以上の保育士を2人以上 ・保育士等として経験5年以上の保育士を施設長を除く全保育士の1/3以上 ・新卒（又は未経験）保育士については、施設長を除く全保育士の1/3以下とすること														
引継ぎ・共同保育	市が指定する引継ぎ・共同保育期間において、市が指定する職員（保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること（※） ※ 令和4年度 <table border="1" data-bbox="341 1675 1331 1975"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長予定者</td> <td>4月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週2.5日以上</td> </tr> <tr> <td>主任保育士予定者</td> <td>4月～8月 原則週1日以上、9月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>幼児クラス担任予定者（各クラス1名）</td> <td>6月～8月 原則週1日以上、9月～12月 原則週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>乳児クラス担任予定者（各クラス1名）</td> <td>6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>調理員予定者1名</td> <td>6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>全体フリー予定者1名</td> <td>6月～12月 原則週2日以上、1月～3月 原則週5日</td> </tr> </tbody> </table> 移管前年度の引継ぎ・共同保育の期間中は、引継ぎ・共同保育開始前日までの鏡山保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること 引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も原則6箇月以上、当該保育所で保育に従事すること	対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）	園長予定者	4月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週2.5日以上	主任保育士予定者	4月～8月 原則週1日以上、9月～3月 原則週5日	幼児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～8月 原則週1日以上、9月～12月 原則週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日	乳児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日	調理員予定者1名	6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日	全体フリー予定者1名	6月～12月 原則週2日以上、1月～3月 原則週5日
対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）														
園長予定者	4月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週2.5日以上														
主任保育士予定者	4月～8月 原則週1日以上、9月～3月 原則週5日														
幼児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～8月 原則週1日以上、9月～12月 原則週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日														
乳児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日														
調理員予定者1名	6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日														
全体フリー予定者1名	6月～12月 原則週2日以上、1月～3月 原則週5日														

	<p>移管前に鏡山保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務できるよう努めること</p> <p>移行期間としての引継ぎ・共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じるとともに適切に対応すること</p>
職員の育成	<p>市が指定する市営保育所職員研修に出席すること (別添3参照)</p> <p>障害児保育に当たっては、保育士等キャリアアップ研修をはじめとする研修に積極的に参加すること</p> <p>自己評価チェックシートを付けること等により、自らの保育実践の評価や職員相互の話し合い等を通じて、保育所全体の保育の内容に関する認識を深め専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にし、保育実践に繋げていくようにすること</p> <p>その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと</p>
<b>3 その他</b>	
第三者評価の受審	移管後、3年以内に第三者評価を受審し、結果を公表すること。また、その結果について、移管前に受審した評価項目と比較検証し、下回る項目については改善策を市に報告すること
三者協議会の設置	<p>三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに、三者協議会の決定事項については遵守すること (別添4参照)</p> <p>保育体制の確保等、保護者代表の出席に配慮すること</p>
情報開示	保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること
基本事項の遵守状況の検証	本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときにはこれに応じること
基本事項に違反した場合の取扱い	<p>申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求に応じること</p> <p>移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、他の法人等が当該保育所の運営を行うまでの間、児童及び保護者に不利益が生じないように、本市の指導の下、利用者の保育を保障すること</p>
保護者対応	<p>保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決に努めること</p> <p>保護者会の活動に当たっては、通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲でホール等の利用を認めること</p>
その他	<p>現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は大幅縮小しないこと</p> <p>移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと</p> <p>建物を譲渡又は担保に供さないこと</p> <p>建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること</p> <p>地域との関係を維持し、地域に根差した保育所運営を行うこと</p> <p>移管前年度に小規模保育事業者等と締結している連携項目について、小規模保育事業者等から希望があった場合、引き続き、移管前と同様の連携内容を満たした連携施設となること</p>

## II 保育内容等

保育内容全般	<p>保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容 (※) を尊重し、保育運営を行うとともに、そのことについてホームページ等で公表すること</p> <p>※ 子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照</p>
障害児保育	<p>京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、現在の市営保育所と同様の考え方で、障害の程度や内容によって受入れを拒否することなく障害児を受け入れること</p> <p>現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を保障すること</p>
配慮の必要な子どもの受入れ	アレルギーのある子ども、被虐待児 (疑いのある子を含む)、家庭支援の必要な (必要と思われる) 子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」について、現在の市営保育所と同様の考え方で受け入れること
年間行事	移管前年度の行事 (数、種目、内容等) (別添5参照) を基本とするが、各行事については、新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえつつ、その目的を理解した上で行事を維持することただし、変更がある場合は三者協議会で合意を得ること
宗教的な保育	子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。宗教的な行為 (お祈り、講話

	等) や行事, 宗教的な行為に基づく保育活動等を行わないこと (クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可)
給食・調理	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し, 計画に基づき食事の提供を行うこと
	当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること
	食材の安全性に配慮し, 食材の産地表示を行うこと
	栄養士による献立作成を行うこと
	食物アレルギーがある子どもや宗教, 外国に文化的背景をもつ子ども等, 一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事について, 現在の市営保育所と同様の考え方で対応すること
土曜日の給食の提供を行うこと	
食育	菜園活動や食事に関わる行事など食に関する体験を通じ, 食事や食物への関心が深まる取組を行うこと
子育て支援事業	園庭開放, 子育て相談等, 子育て支援事業を実施すること

## 鏡山保育所が保護者に求める費用負担の内訳

## 1 乳幼児共通

- ・ 氏名判 200円 (入所時)
- ・ スポーツ振興センター掛金 270円 (年額)
- ・ 写真代 (保育所職員が撮影したもの) 40円 (任意・1枚につき)
- ・ 写真代 (業者が撮影したもの) 100円 (任意・1枚につき)

## 2 幼児のみ

- ・ 所外保育交通費 500円程度 (年1回) 5歳
- ・ 出席ノート 520円 (年額)
- ・ 給食費 (※) 一人当たり月額5,600円

以下の(1)~(3)に該当する者は、一人当たり月額1,100円

(1) 次のア及びイに掲げる満3歳以上利用者のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者 (以下「保護者等」という。) が、保育のあった月の属する年度 (保育のあった月が4月から8月までの間にあっては、前年度。以下「基準年度」という。) 分の地方税法の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。) の同法第292条第1項第2号 (同法の736条第3項において準用する場合を含む。) に掲げる所得割 (同法第328条の規定により課する所得割を除く。) を合算した額 (以下「基準年度の所得割課税額」という。) がそれぞれア又はイに定める金額未満である者

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前に子どもに該当する、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども (以下「教育・保育給付認定子ども」という。) 77,101円

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。(2)において同じ。)

57,700円 (子ども・子育て支援法施行令 (以下「令」という。)

第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

(2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども (以下「負担額算定基準子ども」という。) が同一の世帯に3人以上いる場合であって、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用者のうち、負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。) である者

(3) 利用者と同一の世帯にその兄又は姉が2人以上いる場合であって、その保護者等に係る基準年度の所得割課税額が168,999円以下である者

※ 京都市営保育所幼児給食提供事業実施要綱 (別添1別紙) 参照。

(参考)

○ 保護者会において、乳児800円、幼児1100円 (保護者会が定める。) を徴収している。

※ 上記は令和3年4月時点の項目及び額であり、今後変動する場合があります。

## 京都市営保育所幼児給食提供事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市営保育所（以下「保育所」という。）に在籍する児童（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を提供する児童を含む。以下「利用者」という。）のうち、幼児（保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳以上である児童をいう。以下同じ。）に提供する給食の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において給食とは、保育所において京都市保育所献立に基づき提供する給食及びおやつをいう。

### (給食の提供)

第3条 給食はすべての幼児に提供する。保育所は、給食の提供に際し、体調不調、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身等に応じ、適切に対応しなければならない。

### (費用負担)

第4条 給食の提供を受けた幼児の保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、給食費（給食の提供にかかる米、パン、麺類、おかず、牛乳、お茶代等の食材料費をいう。以下同じ。）を負担しなければならない。ただし、月の初日から末日までの1箇月間、保育所の利用がない場合等で、前月までに当該月に給食の提供を受けない旨の申し出があった場合の給食費については、この限りではない。

2 給食費は別表のとおりとする。ただし、次に掲げる者については、一人当たり月額1,100円とする。

- (1) 次のア及びイに掲げる満3歳以上利用者のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者（以下「保護者等」という。）が、保育のあった月の属する年度（保育のあった月が4月から8月までの間にあっては、前年度。以下「基準年度」という。）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号（同法の736条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）を合算した額（以下「基準年度の所得割課税額」という。）がそれぞれア又はイに定める金額未満である者  
ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前に子どもに該当する、

法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。） 77, 101円

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。(2)において同じ。)

57, 700円（子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）

第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)

(2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一の世帯に3人以上いる場合であつて、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用者のうち、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）である者

(3) 利用者と同一の世帯にその兄又は姉が2人以上いる場合であつて、その保護者等に係る基準年度の所得割課税額が168, 999円以下である者

（納入の時期）

第5条 保護者は、給食の提供を受けた月の翌月の21日まで（第6条第4項に規定する返還又は追徴を実施する月は、翌々月の21日まで）に給食費を納入しなければならない。

（保育所の義務）

第6条 保育所は給食の提供状況を明らかにする書面を備え、毎月当初に前月分の提供状況を子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室まで報告しなければならない。当該書面は、給食の提供後5年間は、保管しなければならない。

2 保育所は給食の提供に当たって衛生管理に関し常に留意しなければならない。

3 保育所は給食の提供にかかる食材料費が第4条第2項に規定する費用と乖離しないよう管理しなければならない。

4 乖離した場合には、保護者への返還又は保護者からの追徴を行うものとする。

（補足）

第7条 この要綱の実施に当たって必要な事項は子ども若者はぐくみ局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

保育所名	給食費（一人当たり月額）
楽只保育所，鶴山保育所，養正保育所，壬生保育所，聚楽保育所，三条保育所，鏡山保育所，南保育所，久世保育所，改進保育所，辰巳保育所	5，600円
ひかり保育所，弓削保育所，周山保育所	5，800円

## 市営保育所で実施している検診等

検診等の種別	対象児童	頻度
乳幼児健診	0～2歳児	隔月1回
	3～5歳児	年2回
眼科検診	3～5歳児	年1回
耳鼻科検診	3～5歳児	年1回
歯科健診	2～5歳児	年1回
尿検査	3～5歳児	年1回
視力測定	3～5歳児	年1回



### 市が指定する市営保育所職員研修

- 階層別研修（共同保育期間及び移管公表年度に入所している児童が卒所するまで）
  - 新規採用保育士研修（1年目），初任保育士研修（3年目）
  - 中堅Ⅰ保育士研修（8年目），中堅Ⅱ保育士研修（15年目）
  - 中堅Ⅲ保育士研修（20年目）
- ※ （ ）内は，対象となる市営保育所職員の経験年数であり，移管先法人の職員については，当該年次に受講しなければならないものではない。
- ※ 年度によって開催しない研修がある。
  
- 分野別研修（共同保育期間）
  - 乳児保育担当者研修，幼児保育担当者研修，障害児保育担当者研修
  - 造形研修，調理師研修

## 鏡山保育所の民間移管に係る三者協議会設置要領（案）

（設置）

第1条 鏡山保育所の民間移管に関して、入所児童や保護者への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、移管に当たっての課題等について協議する。

（構成）

第2条 三者協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）保護者

鏡山保育所及び移管後の保育園（以下「移管保育所」という。）に入所している児童の保護者代表（各クラス1名程度）

（2）移管先法人

法人代表、移管後の保育園の園長（予定者）及び主任保育士（予定者）

（3）京都市

鏡山保育所の所長（移管時まで）及び副所長（共同保育終了時まで）、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（以下「幼保総合支援室」という。）課長2名

（4）その他

三者協議会において必要と認めた者

（協議事項）

第3条 三者協議会は、次の事項を協議する。

（1）引継ぎ及び共同保育の内容に関する事

（2）移管後の保育園の保育の内容に関する事

（3）その他移管後の保育園の運営に関する事

（会議）

第4条 三者協議会は、2箇月に1回程度開催する。また、三者のいずれかから臨時の協議会の開催要求があったときは、三者で日程を調整のうえ、速やかに開催するものとする。

2 三者協議会の協議事項については、協議会の開催前に事前に提示するものとする。

（設置時期）

第5条 三者協議会は、令和4年4月（予定）から設置する。

（設置期間）

第6条 三者協議会の設置期間は、移管日の前日に在籍していた児童が退所するまでの期間とする。ただし、三者協議会での協議により、これを短縮し、又は延長することができる。

（開催場所）

第7条 三者協議会の開催場所は移管保育所とし、必要に応じて、三者協議会で協議して開催場所を変更することができる。

（傍聴）

第8条 移管保育所を利用している児童の保護者、移管先法人及び幼保総合支援室の職員は、会議を傍聴することができる。

2 傍聴者（移管保育所に入所している児童の保護者に限る。）のうち、保育の提供を希望する者は、三者協議会の開催日の1週間前までに保育所（保育園）に申し出るものとする。

※ 保育については、鏡山保育所に入所している児童に限る。保育体制の状況により、人数制限を行う場合がある。

（庶務）

第9条 三者協議会の庶務は、幼保総合支援室が行う。

2 三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、第2条（1）に規定する保護者及び移管先法人がその内容について確認した後、移管保育所に入所する児童の保護者に配付する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、三者協議会の運営に関し必要な事項については、三者協議会で協議して定める。

行事			保護者参加行事			健診 その他
月	日	曜日	日	曜日		
4月	5日	月	大きくなったね【4歳児・5歳児】 			身体測定 乳児健診(19日) 避難訓練
			16日	金	クラス懇談会【乳児】	
			20日	火	クラス懇談会【3歳児】	
			22日	木	クラス懇談会【4歳児】	
			28日	水	クラス懇談会【5歳児】	
5月	7日	金	こどもの日のつどい(各クラス)			身体測定 尿検査 幼児健診(17日) 避難訓練
	13日	木	お弁当日【5歳児】			
	20日	木	お弁当日【4歳児】			
	27日	木	お弁当日【3歳児】			
6月	2日(水)・4日(金) PM 保育参加【5歳児】		2日(水)・4日(金) PM 保育参加【5歳児】			身体測定 乳児健診(21日) 避難訓練
	15日(火)・18日(金) PM 保育参加【4歳児】		15日(火)・18日(金) PM 保育参加【4歳児】			
	25日	金	PM 保育参加【2歳児】			
7月	2日	金	プール開き【5歳児】			身体測定 避難訓練
	5日	月	プール開き【4歳児】			
	7日	水	プール開き【3歳児】			
	7日	水	七夕のつどい(各クラス)			
	15日	金	夏のお楽しみ会(子どものみ)			
	20日	火	プール開き【1,2歳児】			
8月	プール終い【4歳児】【1,2歳児】【3歳児】【5歳児】					身体測定 乳児健診(23日) 避難訓練
	23日(月) 24日(火) 25日(水) 27日(金)					
9月	3日	金	消防車来所			身体測定 避難訓練
	22日	水	第一回運動会総練習【幼児】			
	29日	水	第二回運動会総練習【幼児】			
10月	2日	土	秋の保育参加(運動会)【幼児】(雨天7日)			身体測定 乳児健診(18日) 避難訓練
	15日	金	所外保育【5歳児】 雨天予備日:22日			
	22日	金	PM 保育参加【2歳児】			
	26日	火	お弁当日【2歳児】			
	28日	木	お弁当日【3歳児】			
	29日	金	お弁当日【4歳児】			
11月	11日		PM 保育参加【1歳児】			身体測定 幼児健診(8日) 避難訓練
	25日		第一回生活発表会総練習【幼児】			
12月	1日		第二回生活発表会総練習【幼児】			身体測定 乳児健診(20日) 避難訓練
	4日		冬の保育参加(生活発表会)【幼児】			
	24日		クリスマス会(各クラス)			
1月	6日		お正月あそび			身体測定 避難訓練
	27日		年長児修了写真撮影【5歳児】			
2月	3日		節分			身体測定 乳児健診(21日) 避難訓練
	17日(木)PM~19日(土)作品展		17日(木)PM~19日(土)作品展			
			22日	火	クラス懇談会【3歳児】	
			24日	木	クラス懇談会【4歳児】	
3月	3日		ひなまつり			身体測定 避難訓練
	11日		ぶどうさんありがとう			
	17日		第一回修了式総練習【5歳児】			
	23日		第二回修了式総練習【5歳児】			
	25日		修了式【5歳児】			

・幼児…視力測定(5~6月頃)・眼科,耳鼻科健診(6~8月頃)・歯磨き指導・歯科検診(2~5歳児)(秋)  
 ・0歳児保育参加は,担任と相談の上,子どもの発達時期を見て保育士体験として行います。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため,変更する場合があります。